

警備業務委託仕様書

和 陽 園

警備委託仕様書

1 (目的)

本警備業務は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 和陽園（以下「協議会」という。）内における入出者管理、防犯、防災及び電話対応等を行い、また、施設の電気、空調、消防、給排水等の諸設備を監視し、もって利用者及び職員の安全確保並びに来訪者の対応を瑕疵なく行うことを目的とする。

2 (委託対象)

(1)施設名称 和陽園
所在地 千葉市若葉区千城台南4丁目13番1号
敷地面積 13,212.99 m²
延床面積 5,947.93 m² (詳細別紙のとおり)
建物構造 鉄筋コンクリート造1階建1部2階及び
鉄骨2階建
入所定員等 (長期入所)
養護老人ホーム 80名
特別養護ホーム 50名
特別養護ホーム(ユニット型) 30名

(短期入所)
養護老人ホーム 3名
特別養護ホーム 6名
特別養護ホーム(ユニット型) 10名

3 (委託期間)

令和7年4月1日から令和10年3月31日
但し、委託期間の最終日は翌日8時30分までの勤務とする。

4 (人員及び勤務時間)

勤務日	人員/勤務時間
・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始(12月29日から1月3日まで)	常駐1人 8時30分から翌日8時30分まで ※24時間 (22時00分から5時00分は待機時間)
・上記以外の日(月曜日から金曜日まで)	常駐1人 17時30分から翌日8時30分まで (22時00分から5時00分は待機時間)

5（基本方針）

- (1) 受託者は、本業務において協議会の品位を傷つけるような者を従事させてはならない。
- (2) 施設利用者、電話、緊急時の対応等についてはマニュアルを作成し対応の万全を努めること。
- (3) 受託者は平常より施設の実態を十分に理解・把握し、計画的に業務を行い、完璧な警備業務の遂行に努めなければならない。
- (4) 受託者は受託業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めると共に、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上のすべての責任を負って本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を管理し、協議会にその責任を負わせないものとする。
- (5) 受託者及び従事者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、委託期間終了後も同様とする。
- (6) 従事者は、受託者所定の制服を着用し、名札を付けること。なお、これに要する経費は、受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、従事者の履歴書をあらかじめ協議会に提出すること。
- (8) 受託者は、本業務に関し、施設管理担当者（以下「施設管理者」という。）の指示を受けるほか、従事者は施設管理者と緊密に連絡をとらなければならない。
- (9) 従事者は 業務日誌等に業務の実施状況を記入し、毎日施設管理者に提出し承認を受けなければならない。
- (10) 受託者は、本業務の遂行に当たって、協議会または第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負わなければならない。
- (11) 受託者及び従事者は、協議会が実施する消防訓練及びその他の施設管理運営に必要な事業に参加しなければならない。
- (12) 従事者は、警備業務に必要な研修等を修了し、警備業務に対する知識、経験を有する者とする。
- (13) 事故等緊急の際は速やかに復旧に努め、事故報告書を提出する。従業者のみで対応できない事故等については、本社からの緊急応援等の支援体制を組む。また、あらかじめ緊急時の体制表を作成し、協議会へ提出すること。
- (14) 搬送者等があった場合は、対象者及び搬送先等を日誌に記録すること。
- (15) 電気、空調、消防、給排水、ガス、電話等の設備についてよく理解し、非常時には施設の安全確保及び関係機関への緊急連絡等必要な措置を講じること。
- (16) 貸与した鍵は慎重に取扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用すること。もし紛失、破損等した場合、費用を受託者負担にてシリンダー、カギを交換すること。

6（業務内容）

(1) 受 付

- ① 利用者を含む出入者の確認
- ② 訪問者の窓口対応及び案内
- ③ 電話対応、職員への確実な取り次ぎ
- ④ 出入物品、資材の確認チェック
- ⑤ 不審者の発見と侵入防止
- ⑥ 鍵の管理
- ⑦ 郵便物の受領、保管

上記①から⑦について必要とされる場合は職員へ報告すること。

(2) 巡回

① 巡回時間等

勤務時間帯	巡回時間
17時30分から翌日8時30分まで	3回(19時30分・21時30分・5時30分)
8時30分から17時30分まで	1回(12時00分)

- ・巡回時間は協議会の都合で変更する場合がある。
- ・天災等の警報が発令されている時、その他必要がある場合は巡回の回数を増やし警戒を厳重にすること。
- ・巡回は刻時計を使用するものとし、建物内と建物外の巡回とする。
(刻時計のチェック場所は別途指示する。)

- ② 扉、窓及び車両等の施錠確認
- ③ 各部屋の確認
- ④ 侵入者、不審者及び不退去者の発見及び対応
- ⑤ 湯沸器等ガス器具及び各種電気器具の点検
- ⑥ 電灯、空調機等の不要電源の消灯
- ⑦ 火気の点検
- ⑧ 消火栓・消火器の場所等確認
- ⑨ 防犯重要箇所の点検
- ⑩ 出入口の開閉

(3) その他付帯業務

- ① 救急車両の誘導及び駐車位置動線の確保
- ② 施設管理者の指示による特別警戒
- ③ 非常時(天災または騒乱等)の警戒
- ④ その他警備上の必要な事項及び施設管理者の指示する事項

(4) 緊急事態発生時の処置

次に掲げる緊急事態発生時に際しては、関係機関及び他の委託業者との連携を図り対応するとともに、施設管理者への連絡及び報告を行うこと。

- ① 火災の場合
 - ア 施設内放送及び誘導による施設利用者等の保護
 - イ 防火管理の組織に基づく通報、消火活動の実施及び協力
 - ウ 消防車両駐車位置の確保
 - エ 消防車両到着後の付近警備
- ② 地震の場合
 - ア 施設内放送及び誘導による施設利用者等の保護
 - イ 落下、転倒の有無の確認と保護
 - ウ 出火の有無の確認と保護
- ③ 火災予防上の設備管理
 - ア 不用品、可燃物、薬品、油脂等の廃品処理状況の点検
 - イ 避難・誘導通路の障害物の排除
 - ウ 緊急連絡体制の確保
 - エ 各消防設備の警備上の点検
- ④ 上記以外の非常緊急時
施設管理者の指示に従うこと。

(5) 報告事項

- ① 勤務表
- ② 業務日誌(警備報告書)

7 (待機時間)

22時00分から翌日5時00分まで

※但し、救急車両を要請する場合は、当園夜勤者と協力し、車両の誘導と駐車位置動線の確保及び搬送先確認等の業務を行うこと。

また、災害等非常時及び施設が必要とする場合は業務とする。

8 (その他)

- (1) 受託者は実施にあたり本仕様書に基づき実施計画書を策定し施設に提出すること。
- (2) 制帽、照明器具(懐中電灯)、事務用品、刻時計(AMANO PR-600又は同等品)、刻時テープ(15mm)、その他警備上必要な物品は、受託者の負担とする。
- (3) 警備員の控え室(無償貸与)は、別途指示する。また、備え付けの冷蔵庫及び下駄箱等の備品は整理整頓して管理すること。
- (4) 警備上必要な水道、ガス等の水道光熱費及び電話等の通信費は無償提供する。
- (5) 委託料は、均等額にて1か月ごとに支払うものとし、受託者の指定口座への振込手数料は、受託者の負担とする。なお、端数が生じた際は、第1回目の支払額に端数を含める。
- (6) 感染症予防の為、従事者にインフルエンザワクチンの接種を受託者の負担で行うこと。
- (7) 本仕様書は業務の大要を示すものであり、仕様に定めのない事項であっても現場等の状況に応じて委託者が業務上必要と認めた事項については、双方協議の上、受託者はこれを実施するものとする。
- (8) 本契約は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会経理規程第85条に規定する長期継続契約(契約期間:令和7年4月1日~令和10年3月31日)であり、令和7年度予算について、令和7年3月の当協議会評議員会の議決を得られることを本契約発効の停止条件とし、これ
が得られない場合は、契約を解除することとします。この場合、当協議会は損害賠償その他
名目の如何を問わず何らの金銭支払義務を負いません。
- (9) 落札後の辞退に関して、辞退する場合は次年度の入札において指名しない。

和陽園配置図面

